

件名	知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例
主管課	循環型社会推進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターが、令和4年度中に清算終了することから、知事の調査等の対象となる法人を定める条例で定める法人から一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターを削除するとともに、その他所要の改正を行うものである。</p> <p>1 改正する条例 知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年愛媛県条例第8号）</p> <p>2 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で定める一般財団法人から、一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターを削除する。 ・ 公益法人制度改革に伴う「社団法人」及び「財団法人」の「公益社団（財団）法人」への移行により、移行後の法人名に文言を修正する。 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	